

経営強化計画の履行状況報告書

平成 21 年 12 月



目 次

1. 平成 21 年 9 月期決算の概要	1
(1) 経営環境	1
(2) 決算の概要（平成 21 年 9 月期：単体）	1
2. 経営の改善に係る数値目標の実績	4
(1) コア業務純益 R O A	4
(2) 業務粗利益経費率	4
3. 経営改善の目標を達成するための方策の進捗状況	5
(1) 地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保	5
(2) 業務の効率化	9
(3) 部門別収益の動向	11
4. 従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項の 進捗状況	12
(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化	12
(2) リスク管理体制の強化	12
(3) 法令遵守の体制の強化	14
(4) 経営に対する評価の客観性の確保	14
(5) 情報開示の充実	14
5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行 っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	15
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進 捗状況	15
(2) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に 資する方策の進捗状況	18
(3) 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための取組み	20
6. 剰余金の処分の方針について	22
(1) 役員報酬についての方針	22
(2) 配当についての方針	22
7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の 進捗状況	22
(1) 経営管理に係る体制	22
(2) 各種リスクの管理の状況	22

1. 平成 21 年 9 月期決算の概要

(1) 経営環境

平成 21 年 9 月期におけるわが国経済を顧みますと、海外経済の減速などから大幅に悪化していた景気は、公共投資の増加や輸出・生産の増加により持ち直しの動きが見られましたものの、雇用・所得の面では厳しい状況が続きました。

また、当行グループの主たる営業基盤である福井県内の景況は、政策効果から一部に持ち直しの兆しがみられましたが、全体では依然として厳しく、売上減少や価格低下により企業収益の減益傾向は強まり、雇用・消費も一段と厳しさを増しました。

このような状況の中、当行は経営強化計画に基づいて、取引先との関係強化と円滑な資金供給を目的とする 6,000 先訪問運動等の方策を着実に実践し、中小規模事業者等向け貸出の増加を中心とした地域密着型金融を推進することで、地域金融円滑化と地域経済発展への貢献に取り組んでおります。

(2) 決算の概要（平成 21 年 9 月期：単体）

① 主要勘定

貸出金平残は中小規模事業者向け貸出及び地公体向け貸出が増加し、消費者ローンや公的金融機関向け貸出の減少をカバーした結果、前年同期比 483 百万円増加して、334,153 百万円となりました。

また、預金平残は公金預金が増加いたしました。個人預金の一部が預り資産獲得に振り替わったこと等により減少したため、前年同期比 10,959 百万円減少の 424,041 百万円となりました。

【預金・貸出金平残】

（単位：百万円）

項 目	20年9月期 実績	21年9月期 実績	21年9月期		
			計画	計画対比	前年同期比
貸 出 金	333,669	334,153	338,800	△4,647	+483
預金合計	435,000	424,041	429,300	△5,258	△10,959
法 人	69,990	68,599	68,100	499	△1,391
個 人	353,116	342,401	350,650	△8,249	△10,714
公 金	10,905	12,566	9,700	2,866	1,660
金融機関	988	474	850	△376	△514

② 収益状況（計数は【損益（単体）】に記載）

ア. 資金利益

資金利益は、資金需要が少ない経営環境下での金融機関間の競合激化から、貸出金利回りが前年同期比 0.08%低下したため貸出金利息収入が減少しましたが、有価証券利息配当金が前年同期比ほぼ横ばいで推移したこと、また預金金利の引下げにより資金調達費用が減少したことにより、3,857 百万円となりました（前年同期比+3 百万円）。

イ．役務取引等利益

役務取引等利益は、金融市場が落ち着きを取り戻したことにより預り資産手数料収入が増加し、127 百万円となりました（前年同期比＋16 百万円）。

ウ．その他業務利益

金融市場が安定したこと及び債券価格が上昇したことにより、国債等債券売却益を中心に債券関係損益が大幅に増加し 184 百万円となりました（前年同期比＋459 百万円）。

エ．経費

経費は、物件費は前年同期比ほぼ横ばいで推移しましたが、従業員賞与等の人件費を削減したことにより 3,273 百万円となりました（前年同期比△64 百万円）。

以上によりコア業務純益は 744 百万円となりました（前年同期比＋61 百万円）。

オ．臨時損益

臨時損益は、金融市場が落ち着きを取り戻したことにより株式等損益は大きく改善しましたが、大口の債権取立不能及び遅延が発生したこと及び地域経済の今後の動向を見据えて取引先企業の業況変化に対処し 1,879 百万円の引当金の積み増し等を実施したことにより、△1,438 百万円となりました（前年同期比△1,181 百万円）。

カ．当期純利益

当期純利益は、上記の通り貸倒引当金の積み増しを実施したことに加え、資産の健全性を高めるため繰延税金資産 240 百万円を取り崩したこと等により、630 百万円の純損失となりました（前年同期比△29 百万円）。

③ 自己資本比率の状況

自己資本比率は、6,000 百万円の国の資本参加を受けて、平成 21 年 3 月期の比率が 9.50%まで上昇していたことや、当中間期において自己資本額の減少等の比率押し下げ要因とリスクアセット額の減少等の比率押し上げ要因が相半ばしたことから、最終的な自己資本比率は 9.49%となりました。

具体的には、21 年 9 月期は、自己資本額が純損失計上のため平成 21 年 3 月期に比べ 706 百万円減少いたしました。また、リスクアセットは中小規模事業者等向け貸出金が 1,647 百万円増加したものの、大企業等向け貸出金が減少し、さらに緊急保証制度の利用増でリスクウェイトの低い信用保証協会

付貸出金（0%または 10%）の割合が増加したことにより、リスクアセット全体では 7,070 百万円減少いたしました。

【自己資本比率(単体)】

(単位:百万円)

	20 年 9 月 末	21 年 3 月 末 (1)	21 年 9 月 末 (2)	増 減 (2)-(1)
自己資本比率	6.42%	9.50%	9.49%	△ 0.01%
Tier1 比率	5.40%	8.52%	8.48%	△ 0.04%
自己資本総額	13,869	19,926	19,219	△ 706
Tier1 額	11,664	17,863	17,179	△ 683
(有価証券評価差損)	1,511	(1,363)	—	△ 1,363
リスクアセット	215,921	209,584	202,513	△ 7,070
信用リスク・アセット	197,460	191,703	185,077	△ 6,625
オペレーショナル・リスク	18,461	17,881	17,436	△ 445

【損益 (単体)】

(単位：百万円)

項 目	20 年 9 月 期 実績	21 年 9 月 期			
		実績	計画	計画対比	前年同期比
業 務 粗 利 益	3,689	4,169	4,040	129	480
資 金 利 益	3,854	3,857	3,805	52	3
う ち 預 貸 金	3,267	3,307	3,383	△75	40
う ち 貸 出 金 利 息	4,063	3,927	3,985	△57	△136
う ち 預 金 利 息	795	620	602	18	△175
う ち 有 価 証 券	551	541	418	123	△10
役 務 取 引 等 利 益	111	127	210	△83	16
そ の 他 業 務 利 益	△275	184	25	159	459
う ち 債 券 関 係 損 益	△332	151	25	126	483
う ち 債 券 償 却	306	67	0	67	△239
経 費	3,338	3,273	3,318	△45	△64
う ち 人 件 費	1,779	1,704	1,686	18	△75
う ち 物 件 費	1,422	1,421	1,482	△61	△1
コ ア 業 務 純 益	683	744	697	47	61
一 般 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	200	△199	△202	3	△399
業 務 純 益	151	1,095	924	171	944
臨 時 損 益	△257	△1,438	△505	△933	△1,181
う ち 不 良 債 権 処 理 額	77	1,879	490	1,389	1,802
う ち 株 式 等 損 益	△125	499	25	476	627
う ち 株 式 等 償 却	43	20	0	20	△23
経 常 利 益	△106	△343	419	△762	△237
特 別 損 益	△17	△35	0	△35	△18
税 引 前 当 期 純 利 益	△124	△379	419	△798	△255
法 人 税 等	10	10	10	0	0
法 人 税 等 調 整 額	466	240	74	166	△226
当 期 純 利 益	△601	△630	335	△965	△29

2. 経営の改善に係る数値目標の実績

(1) コア業務純益ROA

平成 21 年 9 月期のコア業務純益は、貸出金利回りが見通し通りの低下幅であったのに対し、資金需要の低迷により貸出金平残が計画を下回ったことで、貸出金利息収入が計画を下回ったことや、第三分野保険が伸び悩んだことにより役務取引等収益が計画を下回ったものの、有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により 744 百万円（計画対比+47 百万円）となりました。また総資産平残は貸出金平残が計画を下回ったこと等により 452,900 百万円（計画対比△7,770 百万円）となりました。

以上の結果、コア業務純益 ROA は 0.32%（計画対比+0.02 ポイント）となり計画を上回りました。

今後、収益力を更に強化しコア業務純益の積み上げを図ってまいります。

【コア業務純益ROA】

（単位：百万円、%）

項目	20 年 9 月期	計画始期	21 年 9 月期			
			計画	実績	計画対比	計画始期対比
コア業務純益	683	1,213	697	744	+47	+275
総資産平残	460,371	455,909	460,670	452,900	△7,770	△3,011
コア業務純益 ROA	0.29	0.26	0.30	0.32	+0.02	+0.06

※ コア業務純益ROA＝コア業務純益÷総資産平残

※ コア業務純益の計画始期対比は計画始期の金額と 21 年 9 月期実績を 2 倍した金額の比較

※ 21 年 9 月期のコア業務純益 ROA は通期計数との比較のため当該期のコア業務純益を 2 倍して算出

(2) 業務粗利益経費率

平成 21 年 9 月期の機械化関連費用を除く経費はほぼ計画通り推移しましたが、国債等債券関係損益の改善を主因として業務粗利益は 4,169 百万円（計画対比+129 百万円）となりました。

以上の結果、業務粗利益経費率は 66.51%（計画対比△2.22 ポイント）となり計画を下回りました。

今後、更に経費削減に努め、ローコスト体制の構築を進めてまいります。

【業務粗利益経費率】

（単位：百万円、%）

項目	20 年 9 月期	計画始期	21 年 9 月期			
			計画	実績	計画対比	計画始期対比
経費（機械化関連費用を除く）	2,876	5,592	2,777	2,773	△4	△46
業務粗利益	3,689	7,181	4,040	4,169	+129	+1,157
業務粗利益経費率	77.96	77.87	68.73	66.51	△2.22	△11.36

※ 業務粗利益経費率＝経費（機械化関連費用を除く）÷業務粗利益

※ 経費（機械化関連費用を除く）および業務粗利益の計画始期対比＝（実績×2）－計画始期

3. 経営改善の目標を達成するための方策の進捗状況

(1) 地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保

お客様との間で長く続いた親密な関係を強化・維持し、お客様のニーズに応じた付加価値を提供することにより収益構造を安定的かつ確実なものといえます。

① 店舗戦略

経済環境の変化や個人のライフスタイルの変化に伴うお客様のニーズの多様化にお応えするため、営業店を取引量や取引層に応じた最適規模・最適機能に向けた店舗体系に再編いたしました。平成 21 年 4 月より、全店 41 ヶ店をオフェンス店 13 ヶ店、バランス店 21 ヶ店、ディフェンス店 7 ヶ店に区分けし各店の役割・期待を営業目標に反映させております。

また、平成 21 年 6 月以降営業店に融資対応強化を目的として法人営業役席 12 名を配置し、その他にも法人推進渉外係等の後方支援活動を行うため 25 ヶ店に業務渉外係を配置するなど順次機能面を充実させてまいりました。

<店舗統合による業績等への影響>

平成 20 年 4 月以降、8 ヶ店の店舗を統廃合してまいりました。業務効率化と共に人員再配置や重複投資の見直し等による営業力強化を目指し、お客様第一の視点で統合作業を進めた結果、業績へのマイナス影響を最低限に抑えることができました。

一方で、店舗統合により 59 名の人員を捻出し法人営業役席等への傾斜配置を実現でき、経費面でも年間 60 百万円程度の削減を行うことができました。

② 営業戦略

お客様のニーズを捉え満足度の高い金融サービスを提供するために、渉外営業体制を見直し知識・技能・成果向上を目的とする渉外の業務専担化を進めてまいりました。渉外の役割と期待（専門的知識レベルの向上、取引先からの信頼向上、業容の拡大による収益増加等）を定めた「渉外活動基準」を平成 21 年 7 月に改定し新渉外営業体制の試行を進めており、現在 41 ヶ店中 10 ヶ店まで拡大しております（平成 21 年 11 月末現在）。

新渉外営業体制は役割・期待別に渉外担当役席、法人営業役席、法人推進渉外係、個人推進渉外係、総合渉外係、業務渉外係の 6 種に分けており、平成 23 年 4 月の全店移行完了に向け整備を進めております。

新たな渉外営業体制を効果あるものとするために、渉外の業務専担化を店舗の規模・機能に応じ段階的に進めるとともに、試行店で得られた課題や成果を検証しながら渉外活動基準の改定や関連する人事制度の見直し等を行っていく予定です。

【営業体制の導入状況】

	導入状況
平成 21 年 4 月	2 ヶ店で法人推進渉外係、個人推進渉外係の試行を開始。
平成 21 年 6 月	法人営業役席をオフense店に 7 名、業務渉外係をオフense店に 2 名、バランス店に 2 名、計 4 名配置。
平成 21 年 11 月	法人営業役席をオフense店に 3 名、バランス店に 2 名、計 5 名配置（全店計 12 名）。業務渉外係をオフense店に 11 名、バランス店に 7 名、ディフェンス店に 3 名、計 21 名配置（全店計 25 名）。
平成 21 年 10 月～ 平成 22 年 3 月	8 ヶ店で法人推進渉外係、個人推進渉外係体制を開始。 また 12 ヶ店で法人推進渉外係、個人推進渉外係の試行を開始（全店計 22 ヶ店）。
平成 23 年 4 月 (予定)	法人推進渉外係、個人推進渉外係、総合渉外係の全店移行完了。

＜法人営業役席の完全導入＞

法人営業役席は高度できめ細やかな金融サービスを多くの中小規模事業者の皆様を提供して、金融の円滑化を図ることにより、地域経済の発展に貢献することを目的としております。

そのために知識・経験ともに豊富な支店長代理クラスの人材が、法人営業役席として以下の活動を行っているほか、毎月の法人営業部との合同会議を実施することで情報の共有を図り、同時に知識・スキルの向上に努めております。

- ・ 中小規模事業者の皆様の資金ニーズに即応した融資業務
- ・ お客様に適した国、府県、市町村の助成金や融資制度の紹介等を通じた経営革新支援
- ・ 「ふくほう財務診断サービス」等を利用した財務アドバイス
- ・ 「ふくほうビジネス商談会」等による取引先の紹介

法人営業役席はオフense店を中心に平成 21 年 6 月から配属を始め、平成 21 年 11 月には当初予定の 12 名の配属を完了し、計画を 4 ヶ月前倒し実施いたしました。

＜業務渉外係の配置増強＞

経営強化計画に基づく渉外営業体制強化の一環として、平成 21 年 6 月より業務渉外係を導入し、現在 25 名を配属しております。業務渉外係は集金サービス業務を中心に営業店の業務推進上のサポートを行い、渉外係や法人営業役席がお客様の相談・要望に応じる時間を十分に確保するための後方支援活動を行っております。

③ 各部門別戦略

ア. 法人戦略

当行の法人取引先の中核をなす中小規模事業者に対する戦略につきましては、「5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況」（後述）に記載しております。

イ. 個人戦略

a. 預金

個人預金は、当行預金の 80%以上を占めるなど安定的な資金調達基盤となっており、個人メイン口座獲得や個人定期性預金増加を中心に積極的な推進を続けております。

将来のメイン口座獲得を狙い、「春の給与振込みキャンペーン」（平成 21 年 3 月 16 日～平成 21 年 5 月 29 日）及び「クレジット一体型カードの販売促進」を実施し順調な推移となりました。給与振込み口座、クレジット一体型カードの獲得は、今後メイン口座獲得につながり当行の安定的な資金調達の基礎となっていくものと考えております。

【メイン口座獲得】

	獲得数
春の給与振込みキャンペーン	1,091 件(キャンペーン期間)
クレジット一体型カードの販売促進運動	1,099 件(21 年 9 月期)

また、定期預金増強の為に、各種定期預金を取り揃え獲得に努力した結果、平成 21 年 9 月期は 645 百万円の純増となりました。

【定期預金の獲得実績】

(単位：百万円)

定期預金名	内容	獲得実績
退職金定期（金利上乘せ） (平成 21 年 5 月 1 日～9 月 30 日)	退職金を原資とする定期預金	785
A T M金利上乘せ定期預金 (平成 21 年 5 月 11 日～12 月 31 日)	A T Mで預けると金利が上乘せされる定期預金	83
夏の感謝デー定期（金利上乘せ） (平成 21 年 6 月 1 日～8 月 28 日)	全店で実施している「感謝デー」向けに用意した定期預金	6,371
夏の抽選応募券付き定期預金 (平成 21 年 6 月 15 日～平成 21 年 8 月 31 日)	夏のボーナス資金獲得を狙った定期預金	1,438
店舗統廃合 金利上乘せ定期預金 (平成 21 年 6 月 15 日～9 月 30 日)	店舗統廃合に関わったお客様に感謝する定期預金	818

21 年 10 月以降につきましても、個人預金の残高増加策として以下の商品を用意し、推進を強化しております。

【定期預金の獲得目標】

(単位：百万円)

定期預金名	内容	目標
冬の感謝デー定期 (平成 21 年 11 月 16 日～12 月 30 日)	全店で実施している「感謝デー」向けに用意した定期預金	5,000
冬の抽選応募券付き定期預金 (平成 21 年 11 月 16 日～平成 22 年 1 月 29 日)	冬のボーナス資金獲得を狙った定期預金	6,000
金利上乘せ定期預金「パーフェクト」 (平成 21 年 11 月 6 日～平成 21 年 12 月 30 日)	5 年定期の大量満期に備えた 3 年・5 年定期預金	12,233

b. 預り資産

平成 21 年 9 月期は、投資信託を保有されているお客様へのフォローを中心に訪問件数を増加させ、また一時の金融市場の混乱から落ち着きを取り戻したこともあり、預り資産獲得は 5,176 百万円と、平成 21 年 3 月期対比 23%増加いたしました(平成 21 年 3 月期比 989 百万円増加)。

また、従来、第三分野保険募集において渉外担当者(事業融資担当者)は保険販売ができませんでしたが、保険販売が可能となる地域特例金融機関を平成 20 年 12 月より採用いたしました結果、第三分野保険については平成 21 年 9 月期 728 件と、採用前と比較し、順調に増加いたしました(20 年 9 月期 194 件、21 年 3 月期 403 件)。

その他、平成 21 年 5 月に各営業店に「預り資産専担者」を設置し、定期的に「預り資産ミーティング」を実施し、各営業店での取組などを共有することで、多くのお客様の多様な資産運用ニーズにお応えできる体制を進めております。

c. 住宅ローン

県内の住宅新築市場の低迷の影響を受け、平成 21 年 9 月期の住宅ローンの獲得は、2,682 百万円(平成 21 年 3 月期対比 636 百万円減少)となり、その結果住宅ローン残高は、92,368 百万円(平成 21 年 3 月期対比 1,666 百万円減少)となりました。

このため、住宅ローンの推進拠点である「ふくほうゆめプラザ」が住宅業者向け営業や営業店の住宅ローン推進支援を積極的に行い獲得増加に努めております。今後は市場の回復とともに、金利割引適用の範囲を拡大し柔軟な対応を行うことで住宅ローンを増強してまいります。

また、最近の経済状況の低迷や雇用環境を踏まえ、住宅資金借入者の

債務負担を考慮し住宅ローンの返済方法等の条件変更の申し出に対し、相談窓口を全店舗及びゆめプラザに設置するなど、相談体制も充実させております（「ゆめプラザ四ツ居」は休日も受付）。

d. 無担保ローン

無担保ローンは、新商品ふくほうカードローン「BESPA」を平成 20 年 10 月に発売し、順調に契約高を増やしています（平成 21 年 9 月末 BESPA 契約高 2,086 百万円 残高 410 百万円）。

新商品ふくほうカードローン「BESPA」による獲得増加はあったものの、個人消費の落ち込みが大きくフリーローン・マイカーローン等の消費財購入資金の減少が目立ったことから、無担保ローン全体では、平成 21 年 9 月期残高 9,104 百万円となり、平成 21 年 3 月期対比 465 百万円の減少となっております。

平成 21 年 10 月以降は、平成 21 年 11 月 16 日から平成 22 年 4 月 30 日まで 抽選で UC ギフト券が当たる「ふくほうローンキャンペーン」を実施するなど、無担保ローン残高増加に向けて取組みを強化いたしております。

（2）業務の効率化

業務の効率化に向けて事務改善委員会の権限強化及びカイゼンプロジェクトチーム（以下カイゼン P T）要員の配置等により、コンサルタントや営業店から提案された改善策実現に向けて期間を設定し集中的に取り組んでおります。

① 渉外活動時間の捻出による業容拡大

平成 21 年 9 月期は、コンサルタントから及び営業店からの提案について改善策の見直しや、優先順位の変更により一部スケジュールの変更を行い、34 件実施いたしました。変更後の作業スケジュールに基づき改善策は順調に実現しており、訪問先での FAX による OCR（光学文字認識）振込の取扱いやインターネットを利用した登記情報取得の実施等、渉外活動時間の捻出のために効率化を進めております。

【コンサルタントからの改善策の作業スケジュール】 (単位：件)

21 年 9 月期	22 年 3 月期	22 年 9 月期	23 年 3 月期	合計
4 (実施)	11	0	7	22

【営業店からの改善策の作業スケジュール】 (単位：件)

21 年 9 月期	22 年 3 月期	22 年 9 月期	23 年 3 月期	合計
30 (実施)	34	1	2	67

② メリハリの利いた物件費の配分

機械化関連投資については、計画通り実施してきております。特に大きな投資案件における進捗状況は以下の通りです。勘定系新端末の設置に関して

は、すでに 9 割の店舗に導入済みであり、22 年 3 月までに全店導入完了の予定であります。携帯渉外支援システムに関しては、システム構築・テストが完了し、21 年 11 月には全店導入を完了いたしました。収益管理システムに関しては、システム機器の導入が完了し、22 年 4 月からの本格稼働に向けて、システム構築を実施しております。

店舗統合により物件費の削減を進め（平成 21 年 5 月に 3 ヶ店廃止）、一方で、お客様のご利用しやすい店舗の改築・駐車場の整備を行いました。今後とも、店舗廃止により削減できた物件費相当分を店舗の新築・改築・駐車場の整備等に振り向けてまいります。

③ カイゼン活動

カイゼン活動はあらゆる分野において聖域なくカイゼンに取り組む活動であり、カイゼン P T 7 名が中心になり 6 分野 58 項目についてカイゼン策を実施いたしました。第三分野保険の手数料等の役務収益や店舗統合による物件費の削減等の効果も現れ、21 年 9 月期に置ける収益貢献額は 116 百万円となりました。

平成 21 年 9 月末時点のカイゼン活動の実施状況は以下の通りです。

【カイゼン策とその効果】

（単位：百万円）

項 目	主なカイゼン策	21 年 4 月～21 年 9 月 の収益貢献額
預金・貸出金	取引効果を検証した上での金利優遇策等の再設定 他	53
役務収益	生保地域特例による収益機会拡大 WEB バンキング利用促進による収入増 提携強化による収入増 事務コストに見合った手数料の徴求 他	30
物件費	郵送費の見直し IP 電話導入による電話料削減 費用対効果の薄い設備廃止 寮・社宅の売却 他	28
人件費	各種手当ての見直し	3
その他		2
合計		116

(3) 部門別収益の動向

経営管理の高度化を目的として、「経営体力の客観的把握」「リスクの定量化」のための ALM リスク管理システムと、「営業店別」「エリア別」「人格別」「商品別」「事業規模別」「個社別」等多面的な収益管理を可能とした収益管理システムを導入いたします。平成 22 年 4 月からの本格稼働に向け、関係部横断のプロジェクト体制のもと準備を進めており、平成 21 年 12 月現在、システム構築は終了しテスト運用を開始する段階となっております。

当行の安定的な収益構造確立のために、新 ALM リスク管理システムと新収益管理システムを有効に活用することにより、収益・費用・リスクの一体的な管理を行ってまいります。

4. 従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項の進捗状況

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化

① 取締役会

平成 21 年 6 月に社外取締役（非常勤）を 1 名増員し、計 2 名体制といたしました。社外取締役の増員により、従来以上に客観的でかつ幅広い視野に立った協議の実践と経営管理の一層の向上につなげるべく、地域金融機関として責任ある経営体制の確立に向けて体制を強化いたしました。

② 監査役会

平成 21 年 4 月から監査役会を隔月開催から毎月開催へと変更し、取締役の業務執行に対する監査を強化・充実いたしました。

(2) リスク管理体制の強化

経営陣が当行の直面するリスクを適切に評価及び判断できる情報を共通認識とするため、従前の A L M 委員会の役割に統合的リスク管理に係る事項を平成 21 年 3 月に追加し、それに従った運営を行なっております。

A L M 委員会が、リスクの状況を踏まえて、資産・負債の総合管理や運用戦略等の策定・実行及び全行的なリスクコントロールに関わる機能を持ち、またそのリスク状況及び検討結果を経営会議に報告することによって、経営陣の関与を一層高め業務執行に役立てております。

また、現在、リスク管理の強化を目指し、「期間損益分析」「現在価値分析」「V a R 分析」等の機能を向上させた A L M リスク管理システムの更改を進めております（平成 22 年 4 月導入予定）。

① 信用リスク管理

取締役会で定めたクレジットポリシー及び信用リスク管理方針に基づき、大口与信先や問題与信先を重点に個別管理を行っているほか、与信全体に占める大口与信先の比率や特定業種の比率を一定の限度内とする管理を行っています。また、与信全体の E L（期待損失：平均的状況における貸出の損失額）及び U L（非期待損失：貸出の最大損失額から期待損失を控除した損失額）を計測し、リスク量のモニタリングを行うとともにその結果を四半期毎に A L M 委員会に報告しております。

しかしながら、平成 21 年 9 月期は、経営改善計画を策定し改善に向けて取組んでいた大口先の経営破綻が発生し、信用リスク管理面で大きな課題を残しました。このため、今回の大口先の破綻のケースを反省材料とし、今後は中長期的視野に立ち、大口与信先の個別残高を計画的かつ適切にコントロールする等与信集中リスク管理手法の見直しを行い、大口与信先の信用リス

ク管理を具体的かつ実効あるものに改善してまいります。

今後は、従来以上に資産の健全化を重要な経営課題と認識し、不良債権の適切な処理、新たな不良債権の発生防止に努めると共に、「中小企業等金融円滑化法」の主旨を踏まえ、より積極的に取引先の経営改善支援等に取り組むことで、資産の健全性の維持・向上等に努めます。

② 市場リスク管理

市場リスクの管理につきましては、「市場リスク管理方針」、「市場リスク管理規程」を定め、有価証券を中心とした市場リスク管理部署を証券国際部とし、「有価証券等の運用に関する内規」等に基づき、日次で有価証券残高及び損益等、月次でリスク量及び損益等を経営会議メンバーとリスク統括部宛に報告しております。なお、平成 21 年 10 月、リスク管理における損失限度管理を強化し、損失を一定額に抑える体制に向けて見直しを行いました。

また、金利リスクについては、管理部署をリスク統括部とし、月次でアウトライヤー比率によるリスク量の計測を行い、四半期ごとに A L M 委員会及び経営会議に報告しております。

今後につきましても、リスク統括部及び証券国際部は、リスク管理部門としてのあるべき機能や役割を十分に認識し、リスクとリターンのコントロールに努めてまいります。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクの管理につきましては、証券国際部において、「流動性リスク管理方針」等の規程に沿った資金繰り管理を日々行い、実績及び計画については、定期的に A L M 委員会へ報告しております。なお、平成 21 年 10 月には、流動性準備量が基準額以下となった場合を想定して外部資金の調達を試みるなど、安定した資金繰り態勢の充実に努めております。

今後につきましても、流動性リスクに影響を与える要因の分析・評価及び限度枠等の遵守状況、資金繰りの安定水準の適切性についてのモニタリングを行うとともに、流動性リスクを適切に管理するために、関係部署との情報の共有化、管理手法の改善等の協議を行う等の態勢整備を図り、迅速な対応を行うことで資金繰りの安定に努めてまいります。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスク管理に関しては、業務の健全性及び適切性を確保することを目的として、所管部署が、それぞれのリスクについて、各種規程・マニュアルを整備、遵守してまいりました。事務リスクに関しては、営業店に対する臨店事務指導や店内検査の実施等により事務の厳格化に努めて

まいりました。システムリスクに関しては、システム外部監査における提言事項への対応および最重要システムである「勘定系システム」に対するリスク評価を実施してまいりました。又、情報セキュリティ管理の観点からパソコンのアクセス履歴の検証を強化するなど、システムリスク管理の強化に努めております。

今後も各リスク顕在化の未然防止を図る観点から、それぞれのリスクを定期的に調査及び分析を行い、オペレーショナル・リスク管理の強化に努めてまいります。

(3) 法令遵守の体制の強化

コンプライアンス体制のさらなる強化を目指し、平成 21 年 3 月に「コンプライアンス委員会」のメンバーに頭取を加え委員長といたしました。頭取のリーダーシップのもと、社会、金融環境の変化にスピードを持って対応すべく、融資に関するお客様への説明状況の検証体制整備や不祥事件防止策等のコンプライアンス体制強化に取り組んでまいります。

(4) 経営に対する評価の客観性の確保

経営の客観性と透明性を高めるために、主幹事証券会社を定め上場に向けて準備作業を行っております。

また、取締役会に対して経営方針や経営戦略等について客観的な立場で評価および助言・提言を行うことを目的とした経営諮問委員会を平成 21 年 6 月に設置いたしました。

これにより第 1 回経営諮問委員会を平成 21 年 7 月に開催し、大学、行政、経済界の有識者による委員から、有益な助言や提言をいただきました。委員の皆さまの貴重な知識・経験を十分に生かした意見を当行の経営に生かしてまいりたいと考えております。また、第 2 回目の開催は平成 22 年 1 月に予定しております。

(5) 情報開示の充実

平成 21 年 3 月期決算及び平成 21 年 9 月期決算を上場会社並みの決算日後 45 日以内に発表すると同時に、従来プレスリリース方式で行っていた決算発表を記者会見という形で行いました(平成 21 年 5 月 15 日、平成 21 年 11 月 13 日)。

また平成 21 年度第 1 四半期は金融商品取引法の四半期報告書による開示を行うなど、上場会社並みの情報開示を行いました。

5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備

ア. 中小企業融資推進室

中小企業融資推進室を平成 21 年 4 月に設置し、潜在していた資金需要を発掘し融資案件に結び付けた成功事例の紹介や新たな制度・融資商品の浸透に努めるなど、各部門間の調整や営業店のサポートを行うことで、きめ細かな融資判断につなげております。

また、平成 21 年 6 月には、中小規模事業者に対する円滑かつスピーディーな資金供給を目的とする「融資特別推進枠」を立案・実施いたしました。

同推進枠は、営業店の新規融資先開拓や融資シェアアップ先に対する有効なツールとなり、平成 21 年 9 月期には 74 先 15 億円の融資を実行いたしました。

イ. 融資推進会議

中小規模事業者等向け貸出増加や地域経済活性化のための戦略機能を持った融資推進会議（議長：頭取）を毎月開催し、中小規模事業者等向け貸出実績の分析・検証を行うことにより、その結果を翌月以降の施策に機動的に反映させております。

融資推進会議は金融円滑化業務に関連する各部長が構成員となっておりますが、現職営業部店長にも出席・発言の機会を与えており、現場の生の声を実績の分析・検証に生かし、また、営業最前線の状況を直接経営陣に伝える体制となっております。これにより、机上の空論に陥ることなく、営業店の実情に即した融資推進施策の実施につなげております。

なお、融資推進会議において協議された内容を四半期毎に取締役会に報告しており、経営陣全体が中小規模事業者等向けの融資戦略について評価・判断できる体制としております。

② 担保・保証に過度に依存しない融資の促進等

担保・保証に過度に依存しない融資を推進するために、中小企業融資推進室による営業店サポート、営業店と法人営業部との連携強化、法人営業役席の配置等による営業体制強化を行い、中小企業に対する資金調達手段の多様化や資金供給の円滑化に積極的に取り組んでおります。

具体的な推進策として、「優良事業者向け融資：ふくほうプライムサポート」、「無担保ビジネスローン：勇士 3000」等、中小企業の実態に即した商品の改定を行い、これらの商品や中小企業融資推進室の「融資特別推進枠」を

6,000 先訪問運動等の活動を通じて、お客様に提案するなどにより積極的な融資推進を行ってまいりました。

中小企業融資推進室の「融資特別推進枠」

中小企業融資推進室は中小規模事業者への円滑かつスピーディな資金供給や地域経済活性化に資するために新たに設定した融資特別推進枠権限を持っており、新規融資先開拓や融資シェアアップ先に対する営業店の融資推進活動をサポートしている。

このようにお客様との接点強化による融資提案に努めました結果、中小企業の資金需要が低迷する中でも、目標を上回る実績を上げることができました（「担保・保証に過度に依存しない融資」の実行先数：21 年 9 月期目標 45 先に対し 109 先の実績）。

【担保・保証に過度に依存しない融資の推進実績】

（単位：先、百万円）

	先数	実行額
ふくほうプライムサポート	31	1,064
無担保ビジネスローン「勇士 3000」	4	40
中小企業融資推進室「融資特別推進枠」	74	1,543
合計	109	2,647

また、担保・保証に過度に依存しない融資を行う上で必要となる「目利き機能」の発揮に向けた取組みについては、経営支援の能力向上や事業再生、中小企業金融の円滑化に向けた人材育成が喫緊の課題と考え、中小企業診断士育成制度に基づき診断士養成課程に 1 名を派遣した他、地区別目利き能力強化研修に 4 名を派遣いたしました。その他、中小企業に適した資金供給手法については、現在アグリビジネス参入を検討しており、アグリビジネス研修講座に本部行員 1 名を参加させております。

③ 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画の適切かつ円滑な実施

ア. 目標計数

【中小規模事業者等向け信用供与の残高、比率】

（単位：百万円、％）

項 目	20/9 期実績 (計画始期)	21/9 期			
		計画	実績	計画対比	計画始期 対 比
中小規模事業者等向け貸出残高	163,993	165,300	165,902	+602	+1,909
総資産（末残）	454,887	453,692	447,187	△6,505	△7,700
中小規模事業者等向け貸出比率	36.05	36.43	37.09	+0.66	+1.04

※ 中小規模事業者等向け貸出比率＝中小規模事業者等向け貸出残高／総資産

※ 中小規模事業者等向け貸出とは銀行法施行規則別表第一における「中小企業等」から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外したもの

政府系出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出等、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係る S P C 向け貸出等、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

イ. 方策

当行の中小企業向け貸出残高は前期同様、緊急保証制度の積極的な取組と 6,000 先訪問運動を実施した結果、計画始期比 19 億円増加し、平成 21 年 9 月期計画に対しても 6 億円上回ることが出来ました。また、貸出比率は貸出残高が増加し、一方では分母となる総資産残高（末残）が有価証券を主として減少したことで、計画始期を 1.04 ポイント上回り、平成 21 年 9 月期計画に対しても 0.66% 上回る 37.09% となりました。

a. 緊急保証制度の推進

緊急保証制度は中小企業向け融資の積極的推進の重要なファクターとして考えており、従来の方法に加え各地公体の制度融資を活用するなど、既往先・純新規先を問わず、積極的に取組んでおります。

具体的には、緊急保証制度等証貸獲得のキャンペーンを実施し、営業統括部が獲得実績について日々進捗管理を行い、審査の進捗についても 2 週間ごとに営業店より報告を求め管理を行っております。

この結果、福井県信用保証協会内の当行保証承諾シェアは件数で 19.6%、金額で 17.7% となり、当行の県内貸出シェア 12.7% を大きく上回っております（21 年 9 月期）。

また、同制度の 21 年 9 月期の実行額は 538 件 7,696 百万円となりました。同制度利用のピークを超えていることから、実行額は前期に比べ △159 件 △6,372 百万円と減少いたしました。しかしながら、純新規比率は前期の 10.0% から 19.5% に上昇し、制度融資利用率も前期 40.3% から 51.1% に増加しております。

b. 「いこうぜ“ふくほう” 6,000 先訪問運動」

中小規模事業者等向け信用供与を適切かつ円滑に実践するために、平成 21 年 4 月から 9 月にかけて、中小規模事業者に対し融資見込既存先の完全カバーと新規訪問を組み合わせた全店一斉訪問キャンペーン（キャンペーン名：「いこうぜ“ふくほう” 6,000 先訪問運動」）を実施しております。

平成 21 年 9 月期の訪問実績は、リストアップした約 7,400 の訪問予定先に対し、1 ヶ月当たり 1 回以上の訪問が 6,800 先（92%）、2 回以上の訪問が 4,300 先（58%）となりました。また、6 ヶ月間の累計訪問先数は 87,276 先となりました。この訪問運動の結果、企業貸出先の獲得は新規・既往合わせて 387 先となり、内新規先の平均実行額は約 11 百万円となっております。

21 年 10 月以降も引き続き、「いこうぜ“ふくほう” 6,000 先訪問運動」を継続して実施し、お客様との接点強化から生まれる取引ニーズを発掘し取引を深耕するとともに、着実な中小規模事業者向け融資の実行に繋

げてまいります。

<参考>

【中小企業等向け貸出の残高、比率】

(単位：百万円、%)

項 目	20/9 期実績	21/9 期実績	実 績 対 比
中小企業等向け貸出残高	276, 198	274, 036	△2, 162
総資産（末残）	454, 887	447, 187	△7, 700
中小企業等向け貸出比率	60. 71	61. 27	0. 56

※ 中小企業等向け貸出比率＝中小企業等貸出金残高／総資産

※ 中小企業等向け貸出の定義は、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ハに規定する別表第一における中小企業等に対する貸出金

※ 20/9 期実績の「中小企業等向け貸出残高」及び「中小企業等向け貸出比率」は、上記定義に一部該当しない貸出が含まれていましたので、今回その額 70 億円を除いた後の残高、比率としています。

(2) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況は次の通りです。

【経営改善等支援取組率（地域経済への活性化への貢献の状況を示す指標）】(単位：先、%)

項 目	20/9 期実績 (計画始期)	21/9 期			
		計画	実績	計画対比	計画始期 対 比
創業・新事業開拓支援	14	15	22	+7	+8
経営相談・早期事業再生支援	76	95	148	+53	+72
事業承継支援	1	2	2	±0	+1
担保・保証に過度に依存しない融資促進	38	45	109	+64	+71
合計 [経営改善支援等取組数]	129	157	281	+124	+152
取引先	4, 748	4, 670	4, 680	+10	△68
経営改善支援等取組率 (＝経営改善支援等取組数／取引先)	2. 71	3. 36	6. 00	+2. 64	+3. 29

※取引先＝企業先＋個人ローン又は住宅ローンのみ先を除く個人事業者で融資残高のある先

事業承継支援以外の項目が 21 年 9 月期の目標を上回り、また、事業承継支援も計画通りであったことから、経営改善支援等取組み率は 6.00%となりました（計画比＋2.64%）。

経営相談・早期事業再生支援及び担保・保証に過度に依存しない融資促進の取組みを積極的に行ったことで目標を大きく超えることになりました。

今後につきましても、引き続き積極的な取組みを続けてまいります。

① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

創業支援においては、各営業店が展開しております 6, 000 先訪問運動にて新規顧客ニーズの発掘が大きく寄与しており、そのニーズを県・市町村の制

度融資に絡めた取組で 21 年 9 月期において 15 件 101.5 百万円の実行に繋がりました。

新事業においては、財団法人ふくい産業支援センターとの連携により、経営革新・新連携等の公的制度利用の推進を図りました。その結果として 7 件 294.6 百万円（内経営革新 5 件 175 百万円）の実行に繋がりました。新事業特に経営革新分野は、当行主導による利用推進のウエイトが高く、計画・申請・実行・検証・改善まで都度都度のアドバイスを心がけて、お客様と共に進めてまいりました。

今後も、企業等の創業・新事業支援の為の情報収集、本部営業及び営業店支援を行っている法人営業部のノウハウを生かし、財団法人ふくい産業支援センターや地元大学との連携をしながら、県や市の創業・新事業関連の制度融資を活用し実績を上げてまいります。

② 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策

財団法人ふくい産業支援センターや地元大学との連携強化に取り組みながら、経営革新・新連携等の公的制度を利用し、地元企業の成長発展への支援・サポートを行っております。

具体的には、21 年 7 月（武生支店）・8 月（幾久支店）に財団法人ふくい産業支援センターとの連携により『移動相談会』を開催いたしました。相談内容は、創業・経営革新・事業承継・販路開拓等多種多様で、15 件の相談に対応いたしました。現在、1 先を除き営業店によるサポートを継続しております。

また、地域資源を活用した事業展開サポートも実施しております。具体的には、福井県の『ふくい逸品創造ファンド事業』の申請をサポートすることで、1 社が認定され、知名度の向上や助成金の受給など経営強化に繋がりました。

③ 早期の事業再生に資する方策

審査部企業経営支援室（6 名体制（内 2 名兼務））が中心となり、営業店と本部企業経営支援部門の緊密な連携の基に取引先への積極的な訪問を行い、より実践的な再建支援を実施いたしました。

事業再生はリストラ戦略（財務・業務・事業）、活性化戦略（マーケティング、モラルアップ）等の経営戦略の策定に向けて経営者とヒアリングを行い、実現可能性をより高めることが重要であることから、福井県中小企業再生支援協議会を活用するなどして取組んでおります。現在、中小企業再生支援協議会と連携している先は、当行主導先 8 先を含み 15 先であり継続してモニタリングを行っています。

このような体制・活動の下で、平成 21 年 9 月期は取引先 136 先に対し、

事業再生や経営改善計画の策定等の経営改善支援を行い、その内の 11 先については、CRD 協会再生支援ソフト (CSS) の利用等による経営改善実効性の向上に努めたところ、ランクアップにつながりました。

今後とも、経営改善先の経営戦略の策定にあたっては経営者と十分に意見交換を行い、福井県中小企業再生支援協議会を積極的に活用するなど、より実現可能性の高い事業再生につながる支援に取り組んでまいります。

④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

事業承継については、中小企業経営者の高齢化や後継者難により事業承継対策の重要性が増していることから、事業承継を希望する企業の紹介や親族内外のスムーズな承継についてのアドバイスを行う等の取引先支援に取り組んでおります。

平成 21 年 9 月には、独立行政法人中小企業整備機構北陸支部との連携により、小浜市・福井市で『事業承継』のセミナー・個別相談会を開催し、セミナー参加者 163 名・個別相談 7 社の実績となりました。

事業承継支援は、平成 21 年 6 月に撤退企業の営業権を従業員に譲渡した事案の支援、7 月に後継者がいない企業の事業の営業権を従業員に譲渡した事案の支援を行い、従業員買収 (EBO : Employee Buy-Out) 2 件の実績となりました。

⑤ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

6,000 先訪問運動等の頻度の高い訪問活動により、取引先企業間の情報や商流の橋渡しの機会を創出し、ビジネスマッチング等の経営支援に積極的に取り組みました。

また、地域経済の活性化を目的とした地域別交流会 (2 回開催) や各種セミナー (1 回開催) を継続して実施しています。

過去 3 回当行単独で開催しているビジネス商談会では、販路開拓、仕入先・提携先を取引先に紹介するだけでなく契約成立まで継続的にサポートし、実効性を重視して地元企業または地域全体の活性化を図っております。現在は 3 月に開催されました商談会のフォローアップを行っており、12 件のマッチングが成約となりました。

(3) 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための取組み

当行は、中小企業者の皆様や住宅ローンご利用の皆様に対し信用供与の円滑化を図ることが地域金融機関の役割と考え、地域密着型金融推進に積極的に取り組んでまいりました。

こうした中、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「中小企業金融円滑化法」) が成立・施行され、金融機関に対してより一層の円滑な資金供給取組みの強化が求められております。

このため、平成 21 年 12 月に「金融円滑化対応委員会」を設置し金融円滑化

に向けて態勢を整え、地域金融機関として中小企業の皆様や住宅ローンご利用の皆様への更なる支援強化に、取組んでおります。

現在、金融円滑化管理方針の制定の他、お客様に対する具体的な金融円滑化に関する基本方針制定や組織面・管理面での体制、苦情ご相談体制、お客様の事業改善・再生の支援体制等の整備を進めており、平成 22 年 1 月にはその概要を公表する予定です。

【金融円滑化対応委員会の設置】

「金融円滑化対応委員会」は「中小企業金融円滑化法」の施行を踏まえ、体制整備等を迅速に図ることを目的として設置し、審査担当役員を委員長、審査部・営業統括部・リスク統括部等の本部関連部署の部長を構成員とし、組織横断的に金融円滑化の推進に向け検討・実施しております。

【金融円滑化相談窓口の設置】

当行では、中小企業ならびに個人事業主のお客様に対して、年末に向けての資金繰り等のご相談に積極的にお応えし、また、当行で住宅ローン等をご利用いただいているお客様につきましては、ご返済に関するご相談等、実情に応じた対応に取り組むため、平成 21 年 9 月 30 日（水）より「緊急融資相談窓口」を全店に設置いたしました。

「中小企業金融円滑化法」の施行を受け、金融円滑化のご相談窓口として引き続き、中小企業の皆様や住宅ローンご利用の皆様に対し、ご事情に応じた決め細やかなご相談に応じてまいります。

【金融円滑化に向けた活動】

当行では平成 21 年 4 月より全店で 6,000 先訪問運動を行っております。取引先企業の皆さまへの計画的かつ継続的な訪問を通して、お客様のご事情に即したご相談やアドバイスなどの経営支援に取り組んでおります。

また、平成 21 年 12 月には、住宅ローンをご利用のお客様（約 7,000 先）に向けて、ご返済方法（毎月やボーナス時のご返済額）の見直しやご相談に対して円滑に対応させていただく旨のダイレクトメールを送付いたしました。

【住宅ローンご返済の見直しにかかる手数料の無料化】

住宅ローンをご利用いただいているお客様が、ご勤務先の事情等による離職やご収入の減少などにより、住宅ローンのご返済計画の見直しをご要望される場合、平成 21 年 12 月 4 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に受け付けたお申込みに関するものにつきましては、中小企業金融円滑化法の主旨を反映させ、お客様の負担軽減を図るため、返済条件の変更にかかる事務取扱い手数料を無料化することといたしました。

6. 剰余金の処分の方針について

(1) 役員報酬についての方針

平成 21 年度の業績に対する役員賞与の支給はいたしません。今後、責任ある経営体制確立のために、役員報酬の見直しについても検討してまいります。

(2) 配当についての方針

当行の配当方針は、銀行業としての公共性に鑑み、長期にわたって安定経営に努め、年 2 回の継続かつ安定した配当実施をすることとしております。

しかしながら、平成 21 年 9 月期の配当金につきましては、多額の損失計上となりましたので、普通株式は無配としております。

また A 種優先株式は、定款及び発行要領の定めに従いまして、所定の 1 株当たり年間 19 円といたします。

今後も、営業基盤の拡充を図りながら一層の収益向上に努め、内部留保の充実により財務体質を強化してまいります。

7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況

(1) 経営管理に係る体制

適切な経営管理(コーポレートガバナンス)及びリスク管理を行うにあたり、取締役会により「内部統制に関する基本方針」を制定しております。

また、内部監査部署である監査部を被監査部署から独立させ頭取直轄組織とし、業務の牽制機能の確保を図り、内部統制の有効性と効率性を検証しております。

なお、金融商品取引法に準じた財務報告に係る内部統制を実施し、財務報告の信頼性を確保するために、業務に有効な統制が組み込まれた組織を構築しております。

(2) 各種リスクの管理の状況

各種リスクの管理の状況につきましては、「3. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項」に記載いたしました。